

# 市民の利便性の向上を



中原 巳年男  
(市政同志会2015)

## ◆行政評価について

行政評価の方法は。

**問** 施策評価と事務事業評価の二点で事中評価と事後評価を行う。行政立案能力やコスト意識の向上で職員の意識改革にもつなげていきたい。

**答** 本年度から「塩尻市水道お客さまセンター」を総合文化センター1階に開設した。窓口は、平日午後7時まで、土曜日午後5時まで開けることとしたことで、4月から8月末までの5カ月間で延べ397人の利用があり、市民の利便性が高まったと考える。今後も民間のノウハウや専門知識を活用し、収納率の向上に努めていく。

## ◆水道事業民間委託の効果

**問** 水道料金徴収の民間委託の効果はどうか。

**答** 本年度から「塩尻市水道お客さまセンター」を総合文化センター1階に開設した。窓口は、平日午後7時まで、土曜日午後5時まで開けることとしたことで、4月から8月末までの5カ月間で延べ397人の利用があり、市民の利便性が高まったと考える。今後も民間のノウハウや専門知識を活用し、収納率の向上に努めていく。

## ◆入園要件の緩和対策等

**問** 家庭保育世帯の支援対策は。また保育園の入園要件を緩和してほしいという声が多いが、市の考えは。

**答** 現在行っているデイ保育

## ◆下校後のえんぱく利用

**問** 通学区の関係で西小学校、桔梗小学校以外の小学生のえんぱく利用ができない状況は改善できないか。

**答** 「学校の決まり」の問題だが、家に帰った以降は、安全確保が前提だが基本的に保護者の監督責任の範囲で利用は可能と考える。

やファミリーサポート事業等について積極的な情報発信をしたい。入園要件の緩和については、第2期中期戦略の実施計画編成のなかで検討していく。



総合文化センターに開設した水道お客さまセンター

# 市街化調整区域の集落維持のために



金子 勝寿  
(新政会)

## ◆市街化調整区域のありかたについて

**問** 須坂市が昨年指定した都市計画法34条11号（調整区域内の集落機能を保全し、既存コミュニティの維持活性化を認める）の指定を本市でも導入する考えはないか。

**答** 法34条11号の区域に指定されると市街化調整区域において開発を行う場合、農家住宅や農家分家などの属人性にとらわれず、一戸建ての住宅や小規模な店舗等の建築等が可能になる。しかし、区域の指定にあたっては、「おおむね50戸以上の建築物が連続している区域であること、区域内に幅員4m以上の道路が配置され、その道路が区域外の幅員6.5m以上の道路と接続していること、給排水施設が整備されている区域であること、市街化区域の計画的な市街化に支障がない区域であること」などが指定区域の要件となる。また、須坂市が区域指定をするにあたり、須坂市

## ◆市街化調整区域のありかたについて

全域について、県の景観条例による届出義務の対象行為を拡大するなど、規制強化を図っている。したがって、34条11号については慎重な判断をする必要がある。しかしながら、市街化調整区域における既存集落のコミュニティの維持及び活性化は、本市の大きな課題であり都市計画法34条10号による、地区計画などの手法と比較する中で、立地適正化計画を踏まえながら、本市に最適な方法を検討していきたいと考えている。

## ◆市街化調整区域のありかたについて

全域について、県の景観条例による届出義務の対象行為を拡大するなど、規制強化を図っている。したがって、34条11号については慎重な判断をする必要がある。しかしながら、市街化調整区域における既存集落のコミュニティの維持及び活性化は、本市の大きな課題であり都市計画法34条10号による、地区計画などの手法と比較する中で、立地適正化計画を踏まえながら、本市に最適な方法を検討していきたいと考えている。



塩尻市都市計画基本図より